

## 静岡市静岡地区L R T導入検討協議会設置要綱

### (設置)

第1条 静岡市は、L R T導入可能性調査業務の実施に当たり、静岡地区（合併前の静岡市の区域をいう。以下同じ。）におけるL R Tの導入に係る課題とその対応策について、関係者から意見を聴くため、静岡市静岡地区L R T導入検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) L R T 次世代型路面電車システムをいう。
- (2) L R T導入可能性調査業務 静岡市へのL R T導入に関する提言書（平成23年12月27日静岡市L R T導入研究会作成）において示されたL R T沿線における利用者の確保その他のL R Tの導入に係る課題とその対応策を踏まえ、当該課題とその対応策について詳細に検討するとともに、L R Tの運行計画、路線計画その他基本的な仕様及び関連事業を検討し、市におけるL R T導入の可能性を調査する業務をいう。

### (所掌事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議し、その結果を取りまとめ、市長に対し意見を述べる。

- (1) L R Tの敷設用地の確保を目的として行う静岡地区の中心市街地における自動車の交通量を抑制するための施策に関すること。
- (2) L R Tの導入により静岡地区の中心市街地における歩行者の回遊性を高めるための施策に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、L R T導入可能性調査業務の実施に関し市長が必要があると認める事項

### (組織)

第4条 協議会は、会員11人以内をもって組織する。

2 会員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) L R Tに関し優れた識見を有する者
- (2) 静岡地区の自治会、町内会等を代表する者
- (3) L R Tの導入に関し継続的に検討している団体の代表者
- (4) 静岡地区の事業者及び経済団体の代表者
- (5) 交通事業者の代表者

(会長)

第5条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、会員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 会長は、協議会の会議の議長となる。
- 5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する会員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、会員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会は、必要があると認めるときは、協議会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、都市局都市計画部交通政策課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年1月23日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、第3条に規定する所掌事務が終了した時に、その効力を失う。